

「指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護」

岡崎東病院 介護医療院重要事項説明書

1. 施設の概要

施設の名称	医療法人博報会 岡崎東病院 介護医療院
施設の所在地	岡崎市洞町字向山16番地2 Tel(0564)22-6616 Fax(0564)22-3570
施設長の氏名	院長 鈴木 正博
介護保険事業所番号	23B2100013
指定年月日	2019年4月1日
通常の実施地域	岡崎市

2. 事業の目的

- (1) 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護とは、要介護（要支援）状態等になった場合においても、利用者が可能な限り在宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話等のサービスを提供することで、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

3. 運営方針

- (1) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との密接な連携に努めます。
- (2) 相当期間以上継続して入所することが予定される場合は、介護計画を作成し、これに基づきサービスを提供します。
- (3) 身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行いません。（但し、生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除きます）
- (4) 当施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めています。

4. 施設の職員体制

職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 3名 以上 ・看護職員 19名 以上 ・介護職員 27名 以上 ・薬剤師 1名 以上 ・介護支援専門員 2名 以上 ・理学療法士 3名 以上 ・作業療法士 2名 以上 ・言語聴覚士 2名 以上 ・管理栄養士 2名 以上 ・診療放射線技師 1名 以上
------	---

5. サービス内容

- (1) 短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護計画の作成
(4日以上継続して入所する事が予定される場合)
- (2) 看護及び医学的管理の下における介護
- (3) 食事
朝食 8:00、昼食 12:00、おやつ 15:00、夕食 18:00
- (4) 入浴
一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。原則、週2回とします。利用期間に合わせて入浴日を決めさせていただきます。ただし、利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。
- (5) 機能訓練（リハビリテーション）
ご希望により機能訓練をご利用できます。理学療法、作業療法、言語聴覚療法

があります。(月曜日～金曜日)

(6) 送迎

送迎地域は岡崎市内を原則とします。月曜日～金曜日(祝日可)ご利用が可能です。時間は10:00(当院出発時間)から15:00(自宅到着時間)を原則とします。但し、ご都合のつかない方は申し込みの際に相談員までご相談下さい。

(7) 病室

ご利用される方・ご家族の希望をお聞きし検討後、お部屋を用意させていただきます。個室もご利用できます。

(8) 備品

利用者様の状態に応じて、エアーマットレスをご用意することができます。予約が必要ですので、申し込みの際に相談員までご相談下さい。

(9) 理美容サービス

予約が必要です。申し込みの際に相談員までご相談下さい。

6. 利用料金

施設利用料別紙	・介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。
特別診療費別紙	・リハビリテーション、指導管理等日常的に必要な医療行為として、厚生労働大臣が定めるものを行った場合には、介護医療院サービス費の他に請求させていただきます。
滞在費	・個室 1,780 円/日 ・多床室 440 円/日 ※各市町村による負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している限度額となります。
食事負担	・1,555 円/日 (朝食 345 円 昼食 605 円 夕食 605 円) ※各市町村による負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している限度額となります。 ※食事負担につきましては、施設が提供した時点で利用者負担が発生いたします。外出・外泊等で不要な場合は、事前に看護師詰所へご連絡ください。
個室利用料	・個室 2,200 円/日 上記居住費とは別にかかります。 ・特別個室 5,500 円/日 上記住宅費とは別にかかります。
その他の利用料	・テレビ使用料 ・おやつ代 ・理美容代 理美容師に委託しております。

(2) 支払い方法

- ① 毎月末に締め切り、計算した請求書を、翌月の10日頃に郵送いたします。お支払いは請求書が届きました当月内にお願ひ致します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ② 利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。
- ③ その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たうえで徴収します。
- ④ その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、その都度、院長又はその代理人と協議をします。

7. 施設利用に当たっての留意事項

面会	・8:00～19:30
飲酒・喫煙	・入院中の飲酒・喫煙は原則禁止とします。
金銭・貴重金の管理	金銭の持ち込みは1000円以内でお願いします。貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。金銭、貴重品のお預かりはいたしておりません。また、盗難等が発生しましてもその責任は負いかねます。

※ 車椅子に関しましては、原則施設でご用意いたしますが、利用者様の身体状況等により、特別なものが必要となる場合は、利用者様にご用意いただくことがあります。

8. 非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等 防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 入所の手続き

ご利用当日は受付窓口までお越し下さい。担当者が案内します。

11. 契約の解除条件

- (1) 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、入所利用を解除・終了することができます。
- (2) 当施設は、利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合、入所利用を解除・終了することができます。
- (3) 当施設は、天災、災害、施設・設備の故障その他のやむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合、入所利用を解除・終了することができます。

12. 緊急時の対応について

緊急の場合には事前にご記入いただいた連絡先に連絡します。又、病状によっては、医師の判断に基づき救急車にて搬送する場合がありますのでご了承下さい。

13. 要望及び苦情等の相談

相談窓口として、相談員 吉野 裕子（社会福祉士）が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。不在の時は、事務長 花井 祐介 が対応します。要望や苦情などは、相談員にお寄せいただければ、速やかに対応しますが、事務所 窓口に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また当院以外でも下記の相談・苦情窓口等でご相談は承っております。

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室苦情調査係 052-971-4165

岡崎市役所 介護保険課 介護給付係 0564-23-6682

14. 第三者評価の実施状況等 第三者評価の実施はありません。

15. 会議や多職種連携における ICT（テレビ電話等）の活用について

利用者等が参加して実施するものについてテレビ電話等を利用させていただく場合があります。

16. 秘密の保持義務

利用者の意思及び人格を尊重し、守秘義務を守ることに努めます。

17. 事故発生時の損害賠償

- (1) 施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、その損害を賠償するものとしません。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

18. その他 当施設の詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご覧ください。

以上

2025年4月1日改訂

同意書

年 月 日

指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護サービス提供に際し、本書面に
に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 医療法人博報会 岡崎東病院 介護医療院

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
(指定短期入所療養介護サービス・指定介護予防短期入所療養介護サービス)の提供開始
に同意しました。

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____

署名代筆者

<住 所> _____

<氏 名> _____ (続柄)

<代筆理由> _____